

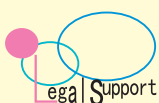
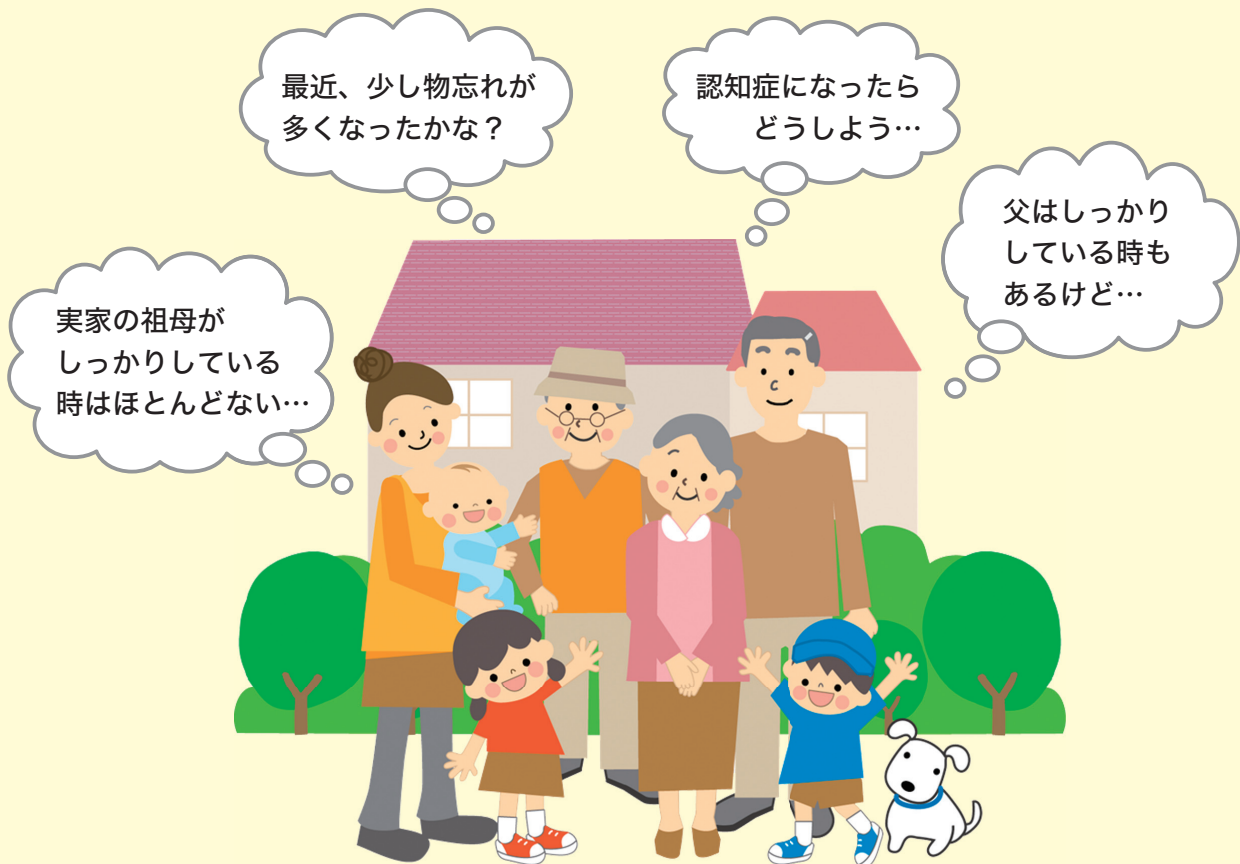


LEGAL SUPPORT

いつも、あなたのそばに。  
ずっと、あなたがあなたらしく、いられるために。

# 成年後見制度を 利用しませんか!?

「リーガルサポート」に登録した司法書士が、  
成年後見制度利用のお手伝いをします。  
お気軽にご相談ください。



公益社団法人  
成年後見センター・リーガルサポート 茨城支部

〒310-0063

茨城県水戸市五軒町1丁目3番16号(茨城司法書士会館内)

TEL:029-302-3166




<http://www.ls-ibaraki.jp/index2.html>





# 成年後見制度って、なに？

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

**このような時に利用できます**

1	ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたい。 高齢者施設などに入所するための契約をしたり、入所費用を払ってもらいたい。 併せてこれまで経営してきたアパートの管理もお願いしたい。出来れば今から頼みたい。		
2	今は一人で生活出来ているけど、今後のことが心配。将来の後見人は自分で決めたい。	5	認知症の父の不動産を売却して入院費にあてたい。 
3	使うはずもない高額な健康器具など頼まれるとつい買ってしまふ。 	6	寝たきりの父の面倒をみて財産管理をしてきたが、他の兄弟から疑われている。
4	両親が死亡した後、知的障害を持つ子の将来が心配。その子のために財産を残す方法やその使い方、施設への入所手続きなど、どうしたらいいの？	7	老人ホームにいる母の年金を持ち出してしまう兄に困っている。 

判断能力が衰える前		判断能力が衰えた後	
「こんな時に利用できます」 <b>1～3</b> の場合 “任意後見制度”が利用できます		「こんな時に利用できます」 <b>3～7</b> の場合 “法定後見制度”が利用できます	
今、将来のために、『支援する人』・『支援内容』を決めておきます。将来（今からでも）望みどおりの支援を受けることができます。保険みたいですね。		保護がどこまで必要なのかによって、『補助』『保佐』『後見』の三つのタイプがあります。『補助』や『保佐』は、利用する人にあったメニュー作りが重要です。	

あなたがあなたらしく、いられるために、  
今できる4つの仕組み

1 <b>任意代理</b>	判断能力がしっかりしているときの支援です。お願いする内容を決めて、任意代理契約を結びます。	3 <b>死後の事務の委任</b>	葬儀やお墓のことなど、亡くなった後の支援です。
2 <b>任意後見</b>	元気なときに契約をして、判断能力が衰えた後に支援が始まります。	4 <b>遺言</b>	遺言は最後の自己決定です。自分の気持ちを大切に遺言にして残しておきましょう。

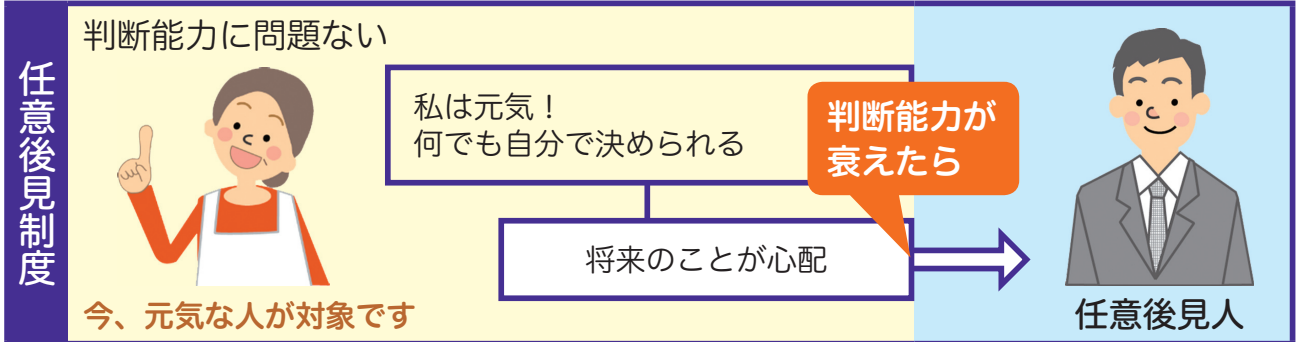


LEGAL SUPPORT

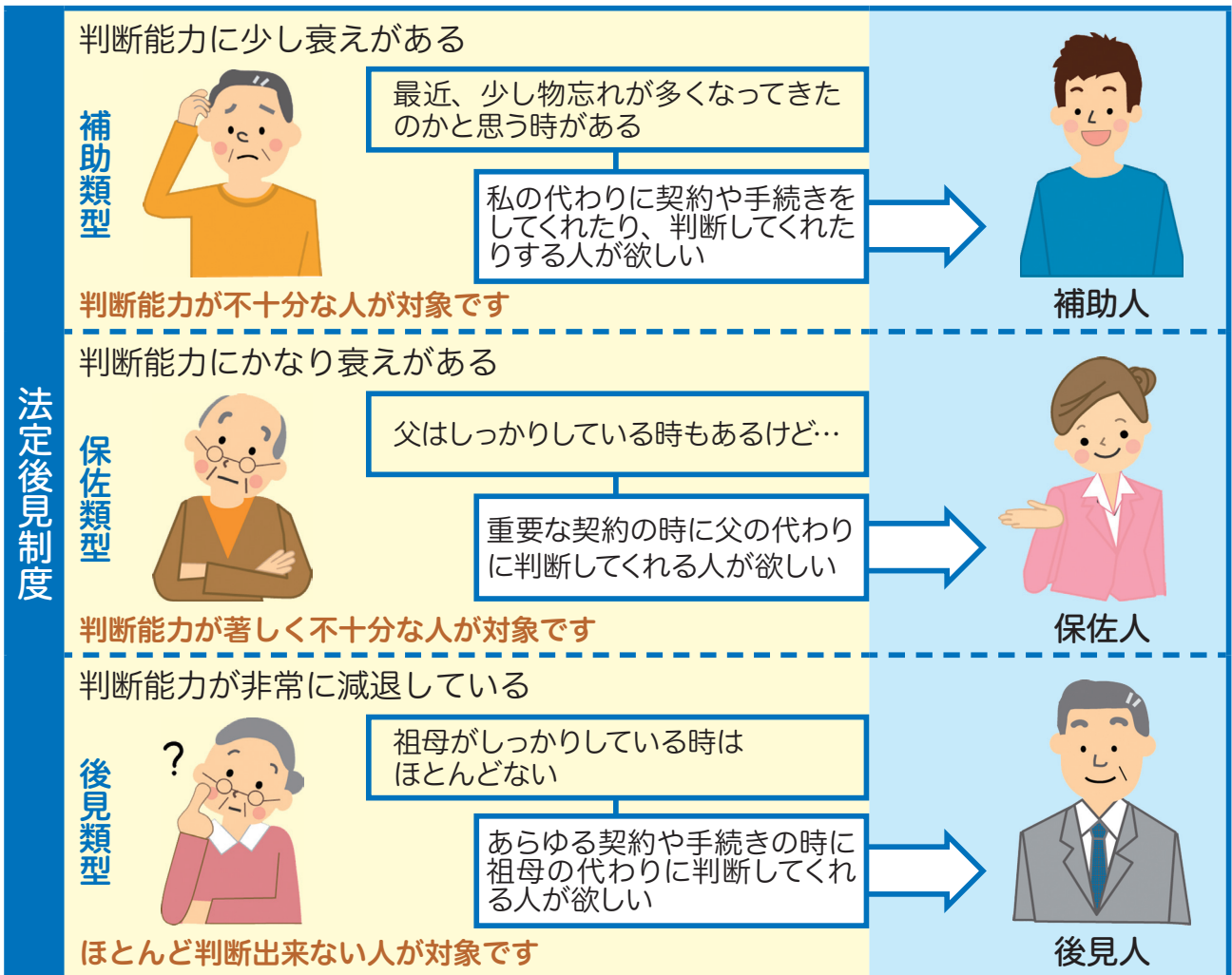
# 選んでみよう、成年後見

支援を受ける人

支援する人



判断能力が確かなときに司法書士があなたと話し合いの上、支援内容・方法を公証人が作成する公正証書で契約します。そして、支援の必要が生じた場合には、契約した司法書士が後見人として支援します。後見人が正しく職務を行っているかチェックするために必ず監督人が家庭裁判所で選任されます。後見人の報酬は契約で決めておきます。



判断能力が減退したときに、あなたやあなたの家族が家庭裁判所に手続きをすると、家庭裁判所が選任した司法書士が後見人になり支援します。後見人はあなたの意思を尊重し、福祉や生活に配慮しながらあなたに代わって契約をしたり、あなたのした契約を取り消します。後見人の報酬は家庭裁判所が決定します。



LEGAL SUPPORT

## リーガルサポート 茨城支部の事業

### 成年後見・相続・遺言に関する出前講座

各種講演会・学習会・シンポジウムなどに講師を派遣します。

### 成年後見人養成講座

後見人に就任した親族や市民後見人候補の方などを対象に、後見人としての心構えや後見人の仕事について解説します。

### 無料成年後見相談会

高齢者・障害者のために、相談会をおこなっています。ご本人はもちろん、家族の方々の不安やご相談にお応えします。

### 後見人等の紹介

後見人などになってくれる人が身近にいないときや後見等申立手続に不安があるときは、後見人・後見監督人候補者名簿に登録している会員をご紹介します。

上記に関するお申し込み・お問い合わせは

**TEL : 029-302-3166** (平日午前9時～午後5時)

### 成年後見に関する無料電話相談

**TEL : 029-302-3166** (平日午前9時～午後5時)

e-mail : [soudan@ls-ibaraki.jp](mailto:soudan@ls-ibaraki.jp)

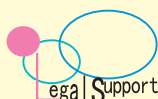
《 電話相談の流れ 》

- ① 事務局で相談者から電話かメールにて簡単な相談内容等を聞いて受付をいたします。
- ② 受付した相談内容を電話当番担当の司法書士に連絡いたします。
- ③ 相談内容を確認した司法書士から、相談者に電話をいたします。
- ④ 電話がかかって来ましたら、司法書士に直接相談をしてください。

※上記電話番号にて、有料面談相談のお問い合わせも受け付けております。

### 安心してご利用いただくために

- ◆ 『リーガルサポート』は公益の認定を受けた全国組織の公益社団法人です。
- ◆ 『リーガルサポート』に登録した司法書士を指導・監督しています。
- ◆ 『リーガルサポート』に登録した司法書士に対して研修等を行い、資質の維持向上に努めています。
- ◆ 『リーガルサポート』に登録した司法書士の中で所定の研修を終了した者を家庭裁判所に後見人として推薦しています。



公益社団法人

成年後見センター・リーガルサポート 茨城支部

〒310-0063 茨城県水戸市五軒町1丁目3番16号(茨城司法書士会館内)